

# 第5章

## 都市機能誘導区域・誘導施設

5-1. 都市機能誘導区域設定の条件整理（都市計画運用指針より）	77
5-2. 都市機能誘導区域の設定方針	78
5-3. 都市機能誘導区域の検討	79
5-4. 都市機能誘導区域の設定	80
5-5. 誘導施設の条件整理（都市計画運用指針より）	81
5-6. 誘導施設の設定方針	82
5-7. 誘導施設の設定	86
5-8. 都市機能を誘導するための施策	89
5-9. 届出・勧告制度	91





国土交通省が示す「都市計画運用指針」をもとに、都市機能誘導区域の設定に関する基本的な考え方等を整理します。

#### 【基本的な考え方】

- 一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図る。
- 原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき。

#### 【区域の設定】

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

#### 【留意すべき事項】

- 都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めることとされている。
- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる。ただし、都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合等には、居住誘導区域を設定しないことも考えられる。

## 5-2 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、「条件整理」を踏まえ、以下に示す方針にもとづき設定します。

なお、「都市機能の充足による居住誘導区域への居住誘導効果」、「一定の人口密度の確保による都市機能の持続性の維持効果」など、居住機能、都市機能に関する立地の適正化を効果的に図る観点から、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に定めることを大前提とします。

### 方針1 生活サービス施設が既に分布する地区

都市機能誘導区域の設定として、「鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」が挙げられます。

ここでは、羽生田駅及び国道403号沿道の生活サービス施設（主に店舗や飲食店）が既に分布している区域を対象とし、更なる生活利便機能の誘導・集約を図ることにより、これらの各種サービスの効率的な提供を目指します。

→ **商業施設等が既に分布している羽生田駅前及び国道403号沿道**

### 方針2 町民の日常生活に必要な機能が集積する地区

方針1から離れた地区においても、田上町役場や保健福祉センター、商工会館等が立地する地区（役場周辺地区）や田上中学校、町民体育館、竹の友幼稚園等が立地する地区（原ヶ崎周辺地区）は、町民の日常生活に必要な機能が集積しています。

これら施設は、町の課題解決のための目標である「目標1. 町民の日常生活が便利になる環境づくり」に必要不可欠であることから、当該地周辺は都市機能誘導区域とする必要があります。

→ **田上町役場周辺地区**

→ **原ヶ崎周辺地区**

### 方針3 その他まちづくりの課題解決に資する施設整備が予定される地区

方針1・2のほか、居住誘導区域内で、町内の交流拡大やにぎわい創出など、まちづくりの課題解決に資する都市機能の整備が予定されている地区を対象とします。なお、該当施設としては、田上町役場付近に「道の駅たがみ」の整備が予定され、今後の町のにぎわい創出の拠点となることが期待されています。

→ **道の駅たがみ整備周辺地区（田上町役場周辺地区）**



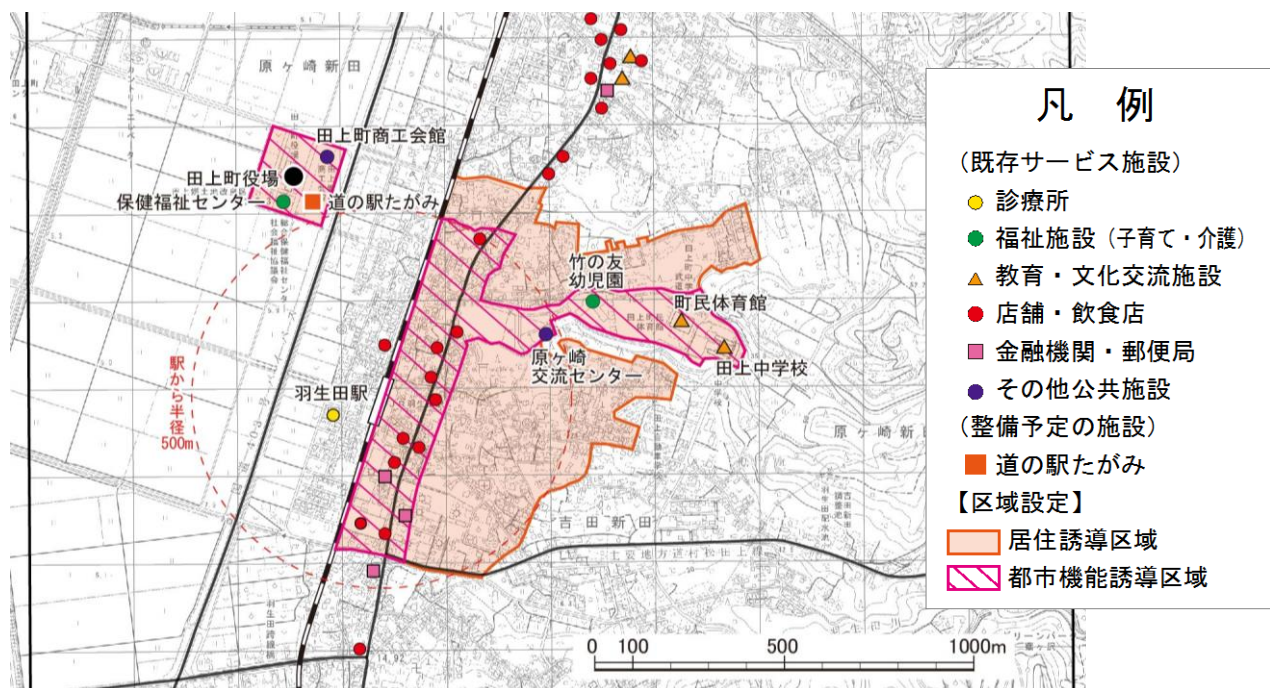
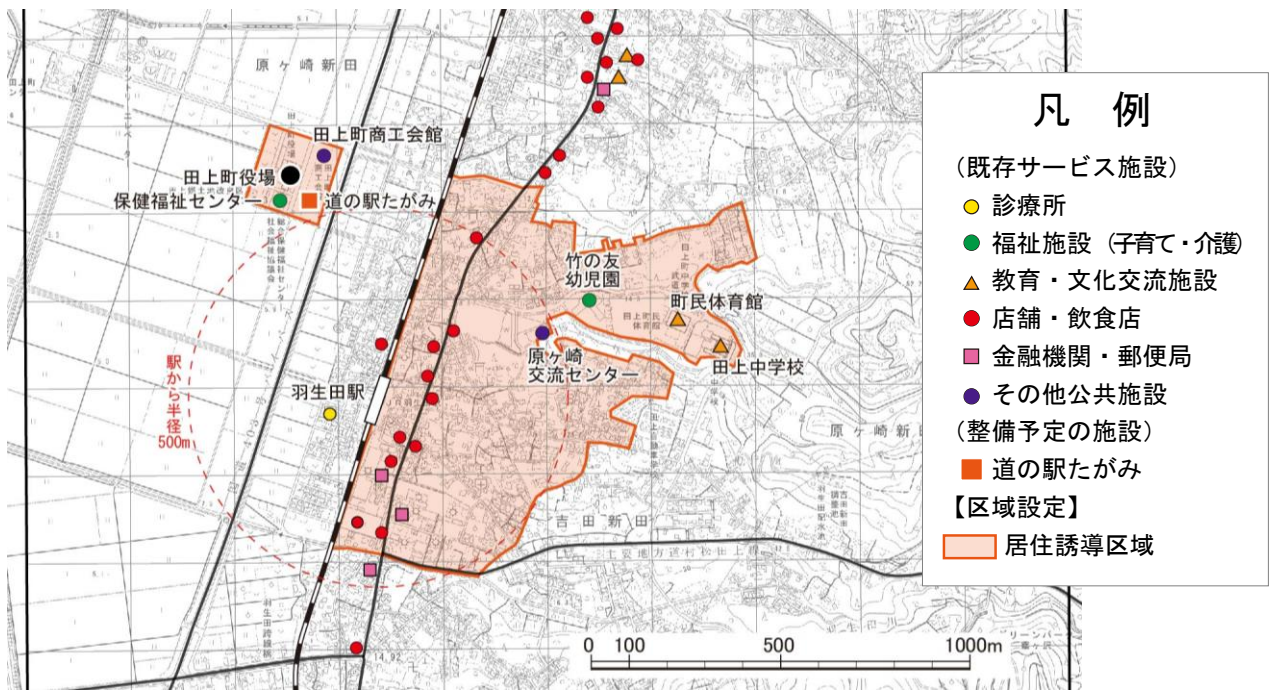
# 5-3

## 都市機能誘導区域の検討

「区域の設定方針」を踏まえ、具体的な都市機能誘導区域の検討を行います。

### 【都市機能誘導区域の設定方針】

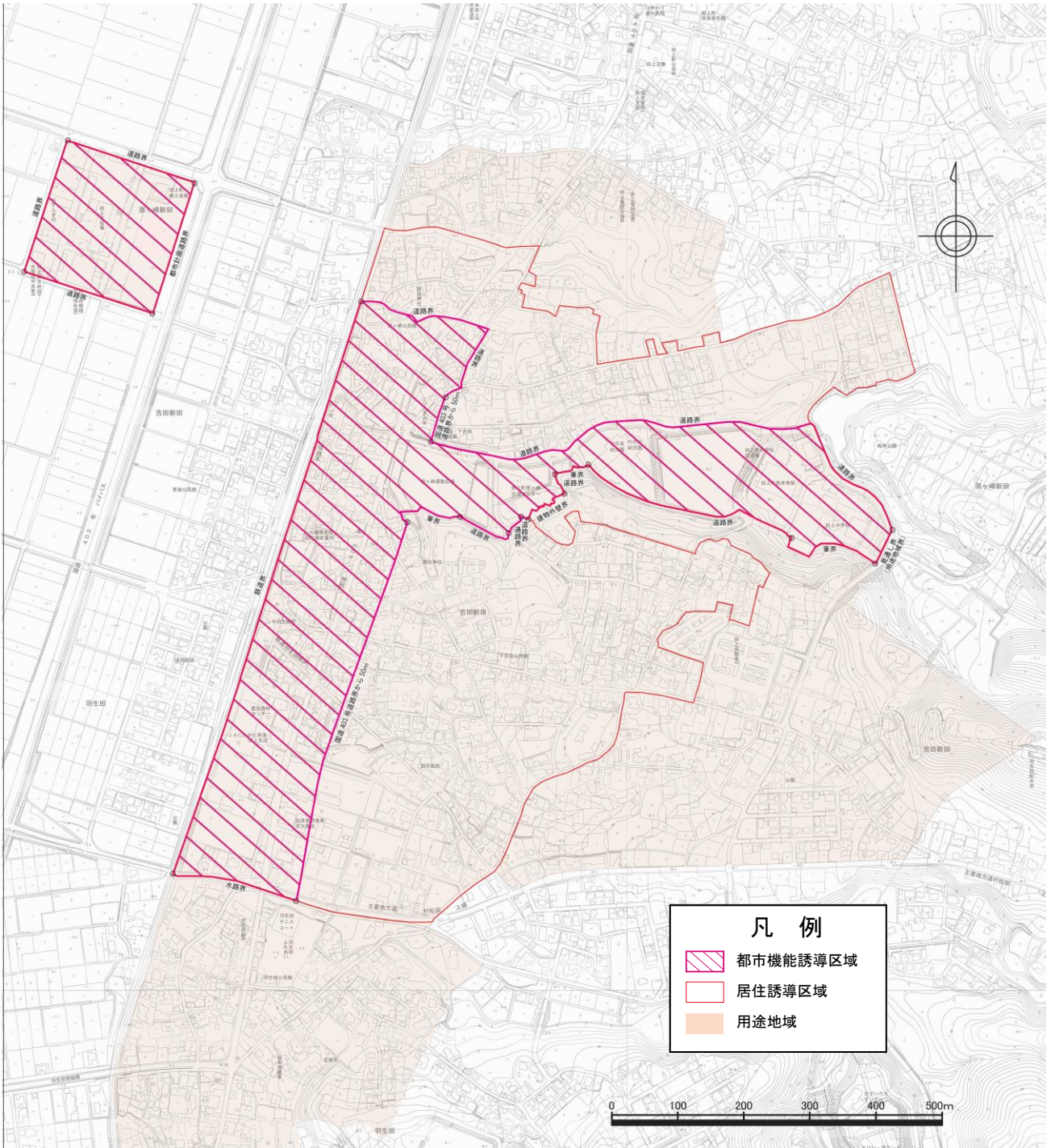
- 方針1** 生活サービス施設が既に分布する地区（国道403号沿道）
- 方針2** 町民の日常生活に必要な機能が集積する地区（役場周辺・原ヶ崎地区）
- 方針3** その他まちづくりの課題解決に資する施設整備が予定される地区（役場周辺地区）





# 5-4

## 都市機能誘導区域の設定



国土交通省が示す「都市計画運用指針」をもとに、誘導施設の設定に関する基本的な考え方等を整理し、誘導施設設定の参考とします。

#### 【基本的な考え方】

- 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

#### 【誘導施設の設定】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下を定めることが考えられる。

（参考）

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

#### 【留意すべき事項】

- 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。
- 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要である。

## 5-6 誘導施設の設定方針

### (1) 都市機能誘導区域に誘導すべき施設の設定方針

都市機能誘導区域に誘導する施設の設定に関しては、3-2 で示した「目標1. 町民の生活の質が向上する環境づくり」などを参考に、町内で不足する機能や将来のまちづくりに必要となる施設を検討し、設定します。

なお、設定に関しては、以下の視点に基づき検討します。

#### 【設定施設】

- 視点1. 町内で不足する施設
- 視点2. まちづくりの目標や方針の実現のために必要な施設
- 視点3. 都市機能誘導区域のみに立地する既存施設
- 視点4. 都市機能誘導区域内に立地すべき施設

#### 視点1 町内で不足する施設

現況調査の結果等をもとに、町民が日常利用する施設のうち、不足していると考えられるものを検討します。

#### ■機能別不足施設等の検討

機能	町内の状況及び対象とする不足施設
介護福祉施設	高齢者数が増加する中、介護職員が相対的に少なく介護サービスがやや不足するものがありますが、広域連携の中では、施設はほぼ充足しています。
子育て支援施設	町内の園児数に対して充足しています。なお、登園・降園のバスが運行されており、町内どこからでも利用が可能です。
商業施設	人口当たり店舗数*では、県平均の8.1件/千人に対し、本町は5.4件/千人となっており、町内で不足する機能と考えられます。 ここでは、対象店舗を利用目的の違いにより、店舗面積1,000㎡未満、1,000～3,000㎡未満、3,000㎡以上の3種類に分けます。
医療施設	人口当たり診療所数*では、県平均の0.74件/千人に対し、本町は0.41件/千人となっており、特に町内に小児科が無い場合、不足する機能と考えられます。
金融施設	町内には金融機関が3件、郵便局が2件、ATMを有するコンビニエンスストアが4件分布しています。都市機能誘導区域内にも複数の金融機関が立地しており、町民の利用需要を充足しているものと考えられます。
教育施設	町内には小学校2校、中学校1校が立地し、充足しています。遠方に居住する児童・生徒にはスクールバスが送迎しています。

※新潟県 H29 年度統計データハンドブックより

#### ■対象施設

- 大型商業施設（3,000㎡以上）、スーパーマーケット等（1,000～3,000㎡未満）、小売店舗等（1,000㎡未満）
- 病院、診療所（内科・小児科）



## 視点2 まちづくりの目標や方針の実現のために必要な施設

本計画では「課題解決のための誘導方針」として、まちづくりの目標に沿った誘導方針を掲げています。

ここで記載されている機能を誘導施設として検討します。

### ■課題解決のための誘導方針に記載される必要施設

大項目	中項目	必要な施設
(1) 町民の生活の質が向上する環境づくり	① 世代間住民交流に資する地域学習の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>田上町地域学習センター (現施設：原ヶ崎交流センター) ※H31 改修等により名称変更予定</li> <li>竹の友幼稚園</li> <li>田上中学校</li> </ul>
	② 多様な生活サービス施設の維持・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>日用品店舗、診療、飲食、金融</li> </ul>
	③ 町民の文化活動・交流活動のための施設の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>田上町役場</li> <li>保健福祉センター</li> <li>田上町交流会館 (H31 整備予定)</li> </ul>
(2) 市街地中心部等に人口が集積する環境づくり	① 交通利便の優位性を活かした居住地の形成	—
	② 転入者の居住地の受け皿整備	—
	③ 高齢者が健康に暮らせる居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 元気な高齢者の通所施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>田上町コミュニティデイホーム</li> </ul> </li> <li>● 元気な高齢者の福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul> </li> <li>● 健康長寿のための施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進施設*</li> <li>フィットネスクラブ</li> </ul> </li> </ul>
	④ 空き家・空き地の有効活用	—
(3) 不便なく町の拠点にアクセスできる環境づくり		—

※健康増進施設：厚生労働省が認定する、健康づくりを推進する上で適切な内容の施設。「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」、「温泉利用プログラム型健康増進施設」の3類型がある。

### 視点3 都市機能誘導区域のみに立地する既存施設

都市機能誘導区域内だけに立地している施設で、既に町民の日常生活に重要な役割を担っている施設を整理します。

#### ■対象施設

→役場、地域包括支援センター（在宅介護支援センターを含む）、保健福祉センター、中学校、子育て支援センター、町民体育館

### 視点4 都市機能誘導区域内に無いと不都合が生じる施設

区域外に立地すると居住誘導区域内居住者をはじめとする町民の日常生活に不都合が生じるおそれのある施設を対象とし、それ以外を除外します。

#### ■視点4の除外対象となる施設

- ・広域連携で補完できる大規模施設
- ・地域密着型の施設で町内に広く分散することが望ましい施設
- ・その特性から都市機能誘導区域への立地を特定する必要がない施設

## （2）都市機能誘導区域に誘導すべき施設の設定

上記の視点1～視点4をもとに、都市機能誘導区域に誘導すべき施設を設定します。

設定に際しては、「①都市機能誘導区域に呼びたい施設」と「②都市機能誘導区域外に立地すると不都合のある施設」の2つの考え方にに基づき以下のとおり選定します。

- 「①都市機能誘導区域に呼びたい施設」は、視点1～視点3のいずれかに該当する施設とする。
- 「②都市機能誘導区域外に立地すると不都合のある施設」は、視点4に該当する施設とする。
- 上記①及び②の両方に該当する施設を都市機能誘導区域に誘導すべき施設とする。





## 5-7 誘導施設の設定

上記、視点1～4で記載された施設を整理し、誘導施設を設定します。

表 誘導施設の抽出（その1）

分類	施設	都市機能誘導区域内での現立地状況	視点1～4との関連			
			視点1	視点2	視点3	視点4
医療施設	病院	×	●			×
	診療所(内科・小児科)	×	●	●		●
介護福祉施設	介護老人福祉施設 デイサービスセンター 特別養護老人ホーム等	×				×
社会福祉施設	元気な高齢者の通所施設	・田上町コミュニティデイホーム ○		●		●
	元気な高齢者福祉施設	・サービス付き高齢者向け住宅 ×		●		●
	相談対応施設	・地域包括支援センター ・保健福祉センター ○		●	●	×
	障害者支援施設	・田上町障がい者支援センター等 ○				×
高齢化の中で必要性の高まる施設	健康増進施設・フィットネスクラブ	×		●		●
子育て支援施設	幼稚園・保育所等	○		●	●	●
	子育て支援センター	○			●	●
教育施設	小学校	×				×
	中学校	○		●	●	●
文化施設	図書館	×				×
	町体育館	○			●	●
	田上町交流会館	(H31に立地予定)		●		●
	田上町地域学習センター	(H31に立地予定)		●		●
商業施設	大型商業施設(3,000㎡以上)	×	●			×
	スーパーマーケット等(1,000～3,000㎡未満)	○	●	●		●
	上記以外の小売店舗(1,000㎡未満)	○	●	●		×
	飲食店	○		●		×
金融施設	銀行・信用金庫等	○		●		●
	郵便局・農業協同組合	○		●		×
行政施設	町役場	○		●	●	●

表 誘導施設の抽出（その2）

分類	施設	誘導施設への位置づけ	設定の有無の考え方
医療施設	病院	×	近隣の加茂市や新潟市等に依存する。
	診療所（内科・小児科）	●	病院は、近隣の加茂市や新潟市等に依存する一方、町民の安心な生活を身近で支える診療所は、将来にわたり誰もが安心して健やかに暮らしていくために、誘導施設に定める。
介護福祉施設	介護老人福祉施設、デイサービスセンター等	×	既に町内に複数の施設が分散配置されている。また、その特性から、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
社会福祉施設	元気な高齢者の通所施設	●	既に都市機能誘導区域外にも1か所配置されているが、当該施設は廃止を検討しているため（H27 田上町公共施設等総合管理計画等参照）、現在の立地している施設の維持を図る。
	元気な高齢者福祉施設	●	元気な高齢者の生活の支援施設の一つとして、便利なまちなかである都市機能誘導内での誘導施設に定める。
	相談対応施設	×	町民の日常生活上の利便施設ではなく、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
	障害者支援施設	×	既に町内に分散配置されていて、その特性から、都市機能誘導区域に立地を特定する必要がない。
高齢化の中で必要性の高まる施設	健康増進施設 フィットネスクラブ	●	元気な高齢者の生活の支援施設の一つとして、便利なまちなかである都市機能誘導内での誘導施設に定める。
子育て支援施設	幼稚園・保育所等	●	子育て環境の維持・向上を図るため、都市誘導区域内での立地を維持する。
	子育て支援センター	●	町の重要な子育て支援機能としての維持・向上を図るため、都市誘導区域内での立地を維持する。
教育施設	小学校	×	すでに都市機能誘導区域外に複数配置されており、当該施設の今後の利便性の維持向上に配慮する必要がある。
	中学校	●	都市機能誘導内にある町の唯一の中学校であり、区域外に流出すると町民（中学生）の日常生活に支障がある。
文化施設	図書館	×	近隣の加茂市や新潟市等との連携による充足を図る。なお、H31年度に田上町地域学習センター内に図書館機能も整備する予定。
	町体育館	●	都市機能誘導内にある町の唯一の体育館であり、区域外に流出すると町民の日常生活（レクリエーション活動等）に支障がある。
	田上町交流会館	●	町民同士の交流や来訪者と町民が交流する空間を整備することにより、地域拠点の活性化に大きく寄与する施設となるため、誘導施設に定める。
	田上町地域学習センター	●	体験学習や人材育成、特産品の加工や開発、産業育成など、地域資源の活用に資する機能の充実を図ることにより、地域拠点の活性化に大きく寄与する施設となるため、誘導施設に定める。
商業施設	大型商業施設（3,000㎡以上）	×	町内で最低限の最寄品を購入する施設をまず第一に誘導するため、買回品を主に取り扱う大型商業施設は、近隣都市に依存する。
	スーパーマーケット等（1,000～3,000㎡未満）	●	住民が日常利用する重要な施設でありながら、店舗数が不足しているため、都市機能誘導区域への誘導を行い、現施設の維持を図る。
	上記以外の小売店舗（1,000㎡未満）	×	日用品を扱う小規模な商店は、地域に密着した施設であり、町内に広く分散することが望ましい。
	飲食店	×	飲食店は、地域住民も利用する地域に密着した施設であり、町内に広く分散することが望ましい。
金融施設	銀行・信用金庫等	●	住民の日常生活の利便性を確保するため、一定の規模を有し、かつ窓口を有する金融施設の都市誘導区域内での立地を維持する。
	郵便局・農業協同組合	×	多くに住民が活用できるように分散立地する性質の施設であるため、町民に広く分散することが望ましい。
行政施設	町役場	●	多くの町民が日常的に利用する、町を代表する業務機能として、都市機能誘導内での機能維持を図る。

※「誘導施設への位置づけ」の考え方：「視点1～3」のいずれかが●であり、かつ、「視点4」が●の施設を対象とした。

表 誘導施設の抽出結果

分類	施設	定義
医療施設	診療所(内科・小児科)	・医療法第1条の5第2項(内科及び小児科に限定)
社会福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条
	田上町コミュニティデイホーム	・田上町住民主体型通所サービス施設設置及び管理等に関する条例
高齢化の中で必要性の高まる施設	健康増進施設	・厚生労働省の「健康増進施設認定制度」に位置づけられる、健康づくりを推進する上で適切な内容の施設
	フィットネスクラブ	・「健康運動指導士」または「ヘルスケアトレーナー」を常時配置する施設
子育て支援施設	幼稚園・保育所等	・学校教育法第1条 ・児童福祉法第39条第1項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援事業の実施を目的とする施設
教育施設	中学校	・学校教育法第1条
文化施設	町体育館	・田上町民体育館条例
	田上町交流会館	(H31年度整備予定)
	田上町地域学習センター	(H31年度整備予定)
商業施設	スーパーマーケット等	・店舗面積が1,000~3,000㎡の店舗
金融施設	銀行・信用金庫等	・銀行法第2条に規定する銀行 ・長期信用銀行第2条に規定する長期信用銀行 ・信用金庫法に基づく信用金庫
行政施設	町役場	・地方自治法第4条第1項



### (1) 世代間住民交流に資する地域学習の場の整備

- 地域資源を活用するための中核的な施設となる地域学習センターの整備を促進します。
- 原ヶ崎地区に分布する既存の田上中学校や竹の友幼稚園等の施設は、地区外への流出を抑制し、機能の維持充実を図ります。

### (2) 多様な生活サービス施設の維持・誘導

- 民間事業者による誘導施設の立地を誘導するため、立地に必要な費用の補助等、適切な支援について検討します。
- サービス付き高齢者向け住宅に関しては、整備に向けた検討を進めます。
- 鉄道網、路線バスに加え、町内を網羅する新たな公共交通を整備し、公共交通事業者と連携して、都市機能誘導区域内への持続的な交通利便性の確保を図ります。

### (3) 町民の文化活動・交流活動のための施設の誘導

- 田上町役場周辺地区においては、町民の文化・交流活動に資する文化交流施設（田上町交流会館）の誘導を図ります。
- 同地区内に整備する道の駅と連携し、町民の生活利便や生きがいに資する施設の立地誘導と効果的な運営の手法を検討します。

### (4) 空き家・空き地の有効活用

- 現在町で取り組んでいる空き家・空き地情報バンク制度を活用し、誘導施設の立地場所として考えられる空き家や空き地等について積極的な情報の収集や提供、発信等により有効活用を図ります。
- 立地適正化計画においては、「低未利用土地権利設定等促進計画<sup>※</sup>」の作成により、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編による一体利用を促すことが期待できるほか、「立地誘導促進施設協定<sup>※</sup>」といった制度では、空き地や空き家を活用して、コミュニティ施設など、まちづくり団体等が共同で創出する空間・施設の整備を促すことが期待できます。先進事例を参考に、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることを中心に、既存の施策以外のこのような新しい制度を取り入れることで空き家・空き地の問題解決に幅広く取り組めるよう検討します。

※ 国土交通省 [http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_tk\\_003039.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html)

これらを踏まえて、都市機能誘導区域内の低未利用土地の利用指針及び管理指針については、下記のとおり定めます。

**利用指針：**町は、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨します。

**管理指針：**＜空き家＞ 建物の所有者、管理者又は使用者は、定期的な空気の入れ換え等の適切な清掃に努めます。

＜空き地等＞ 土地の所有者、管理者又は使用者は、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理に努めます。

## （５）利便施設の維持

- 町内各地域から町の中心拠点である羽生田駅周辺地区への交通網・交通手段を改善し、当該地区の利便性の向上を図ることにより、都市機能を維持します。

## 5-9 届出・勧告制度

立地適正化計画を公表すると、居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外での一部開発・建築行為について届出義務が発生します。

また、届出により、誘導施設や居住の誘導等に支障が生じる場合は、町長が開発者に勧告を行う場合があります。

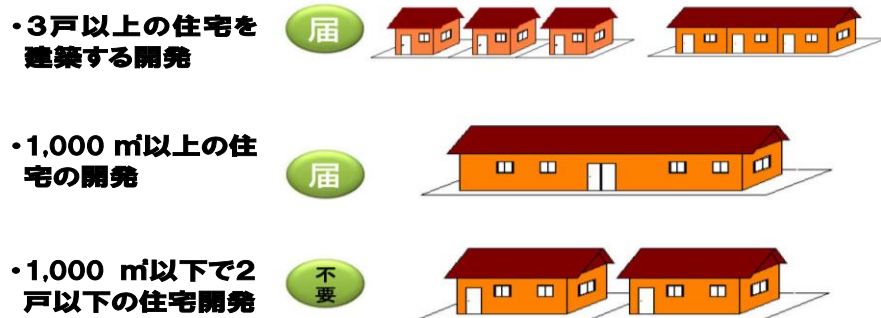
※この制度は規制ではなく、居住や都市機能の誘導を目指したものであるため、届出対象となる土地利用の動向を把握し、誘導に向けての働きかけを図るものとして運用していくものです。

### (1) 居住誘導区域外での開発・建築の届出（都市再生特別措置法第88条）

居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに、町への届出が必要です。

#### ① 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為。
- ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの。



資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要  
(H28.9.1 国土交通省都市局都市計画課) より

#### ② 建築行為

- ・3戸以上の住宅を新築する場合。
- ・建築物を改築し、または新築の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合。



資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要  
(H28.9.1 国土交通省都市局都市計画課) より

※開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成（道路、公園、水路等の整備）を伴うものです。  
※建築行為とは、建築物を新築・増築・改築または移転するものです。



## (2) 都市機能誘導区域外での開発・建築の届出（都市再生特別措置法第108条）

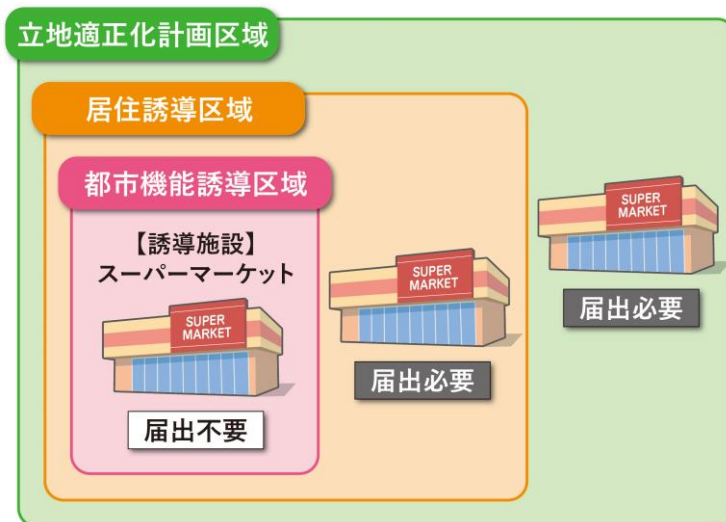
都市機能誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに、町への届出が必要です。

### ① 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

### ② 建築行為等

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合。
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合。
- ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合。



## (3) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止の際の届出 (都市再生特別措置法第108条の2)

都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合、その30日前までに町への届出が必要です。

※都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号：平成30年4月25日公布）により、平成30年7月15日に施行されました。